

メモ

【民法】

不動産の対抗要件の部分については、少し書きすぎている。

「抵当権の設定と贈与が対抗関係になることから登記の前後によって決する」ということを簡潔に示す。

シンプルに結果だけでもよいかもしれない。

厳密に言うと 177 条の話ではないから。

法定地上権について、(4)の書き方だと法定地上権という条文上定められている制度に関して批難をしているように受け取られる可能性あり

→書くなら条文の要件に絡めて」書くと良い

※ただ本件に関しては、別に書かなくてもよい

今回は 94 条・110 条の話は問われていない

→時効の成立が認められるかについて問われている

その上で取得時効成立の要件を丁寧に検討する中で、

①自己物についても取得時効が認められるか

②397 条に規定される「第三取得者」に当たるか

について論述できればよい。

【憲法】

まず問題となっている事情を問題文から探し出す

→何条が問題になるか

→その行為が憲法上保障されるか

これを説明するためには法律用語の説明が出来ないといけない

※なんとなくふわっと書くのときちゃんと論じるのでは多少ではあるが差がつく

権利の性質については、すごく大事

複数の人権が問題になったときに、それぞれの審査基準に差を設けるのは個々の違いによることも